第二条　鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令（昭和六十二年建設省令第九号）第一条第一項（第四号、第六号及第七号ニ係ル部分ヲ除ク）、同条第二項（第一号ロ乃至ニ及第二号ニ係ル部分ヲ除ク）並同条第三項及第四項ノ規定ハ前条ノ許可申請ニ之ヲ準用ス

②　（略）

（削る）

第四条　軌道法第十二条及第二十四条ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス

第五条　許可ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第六条　（略）

（軌道建設規程の一部改正）

第三条　軌道建設規程（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十四条　（略） ②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得	**第二条**　明治四十三年内務省令第二十七号第一条乃至第五条ノ規定ハ前条ノ許可申請ニ之ヲ準用ス ②　（略） **第四条**　（略） **第五条**　軌道法第十二条、第十八条、第十九条及第二十四条ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ都道府県知事トス **第六条**　許可ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得 **第七条**　（略）

（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）

第四条　鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令（昭和六十二年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提出すべき申請書等の部数） **第三条**　法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者が令第一条第一項の規定により提出すべき申請書並びに添付すべき書類及び図面の部数は、正本一通並びに関係都道府県知事（当該関係都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が当該関係都道府県ごとにその区域内の一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）及び関係道路管理者の数と同一の部数のその写しとする。 （道路管理者の意見の聴取） **第四条**　都道府県知事（当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）は、令第二条の規定により道路管理者の意見を聴こうとするときは、道路管理者が意見を提出すべき期限を指定することができる。 2　（略）	（提出すべき申請書等の部数） **第三条**　法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者が令第一条第一項の規定により提出すべき申請書並びに添付すべき書類及び図面の部数は、正本一通並びに関係都道府県知事及び関係道路管理者の数と同一の部数のその写しとする。 （道路管理者の意見の聴取） **第四条**　都道府県知事は、令第二条の規定により道路管理者の意見を聴こうとするときは、道路管理者が意見を提出すべき期限を指定することができる。 2　（略）

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。